

令和2年4月20日 久留米市企業局 工事発注表

入札番号	15-5	【電子入札案件】
工事の発注方式	本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。	
業種	土木一式工事	
工事名	三潯校区下水道管渠布設（41 工区）工事	
工事場所	久留米市 三潯町高三潯	
工期	280日間	
予定価格	211,385,900円(税込)	【入札書比較価格】 192,169,000円(税抜)
低入札調査基準価格	189,883,100円(税込)	【低入札調査基準比較価格】 172,621,000円(税抜)
失格基準価格	184,186,200円(税込)	【失格基準比較価格】 167,442,000円(税抜)
開札日時及び場所	令和02年5月15日（金） 9時46分	総務部契約課（久留米市庁舎13階）
入札保証金	免除	
契約保証金	必要（契約締結時に請負金額の15%以上を付すこと。 ただし、低入札調査基準価格を下回る価格で契約する場合は、30%以上とする。 ）	
契約条項を示す場所	総務部契約課（久留米市庁舎13階）	
支払条件	前払金	契約金額100万円以上の場合 有り（契約金額の40%以内。 ただし、低入札調査基準価格を下回る価格で契約する場合は、20%以内とする。 ）
	中間前払金	契約金額100万円以上の場合 有り（契約金額の20%以内。 ただし、低入札調査基準価格を下回る価格で契約する場合は、10%以内とする。 ）
	部分払	無し
議会の議決	不要	
参加資格（共同企業体の構成要件）	<p>入札に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たした特定建設工事共同企業体とする。なお構成員は、同一工事で他の特定建設工事共同企業体の構成員になれないものとする。</p> <p>(1) 共同企業体を構成する者の数は2者とする。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者の間（特定JVの代表者と代表者以外の構成員間も含む）の関係が、以下のいずれの場合にも該当しないこと。（ただし、以下のいずれかの関係に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）</p> <p>ア 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>ウ ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>※ 親会社と子会社：会社法第2条第3号、第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。 ※ 役員：①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）②取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む） ※ 管財人：会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 各構成員が、30%以上の出資比率であること。 なお、代表者の出資比率はその他の構成員を超えること。</p> <p>(4) 特定建設工事共同企業体の存続期間</p> <p>① 当該工事の落札者となった場合 当該工事に係る請負契約履行後3ヵ月を経過した日まで</p> <p>② 当該工事の落札者とならなかった場合 当該工事に係る請負契約が締結された日まで</p>	

<p>参加資格（構成員の条件）</p>	<p>代表者（入札書の締切時点で、次に掲げる要件を全て満たしていること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久留米市内に主たる営業所を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に記載されている者であること。 ・名簿に土木一式工事を第一希望で登録されている業者で、ランク基準がBランクであること。 ・建設業法（昭和24年法律第100号）により、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていて、名簿に当該許可を受けていることが登録されていること。 <p>・技術者の配置について、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事に関して、3ヶ月以上の直接的雇用関係にある技術者（経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を建設業法（昭和24年法律第100号）に従い監理技術者として専任で配置できること。 ・この工事に関して、3ヶ月以上の直接的雇用関係にある推進工事技士（経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を専任で配置できること。 ・この工事に関して、3ヶ月以上の直接的雇用関係にある現場代理人を常駐で配置できること。 <p>その他の構成員（入札書の締切時点で、次に掲げる要件を全て満たしていること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久留米市内に主たる営業所を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に記載されている者であること。 ・名簿に土木一式工事を第一希望で登録されている業者で、ランク基準がBランクであること。 ・建設業法（昭和24年法律第100号）により、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていて、名簿に当該許可を受けていることが登録されていること。 <p>・技術者の配置について、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事に関して、3ヶ月以上の直接的雇用関係にある技術者（経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を建設業法（昭和24年法律第100号）に従い監理技術者として専任で配置できること。 <p>※ 現場代理人及び技術者の配置要件については、「現場代理人及び技術者の適正配置に関する要綱」を確認すること。</p>
<p>入札参加必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額積算内訳書 ※ 金抜き設計書(Excel)をダウンロードし、内訳書を作成すること。なお、金抜き設計書を利用せず従前のとおり作成しても良い。金抜き設計書の利用方法など詳細は、入札金額積算内訳書取扱い要領及び記載例を参照すること。 ・技術資料（添付資料を含む。「2. 技術資料の作成等」を参照。） ・共同企業体協定書兼委任状（入札参加用）
<p>入札方法</p>	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書受付期間内に、特定建設工事共同企業体の代表者が電子入札システムより入札を行うこと。（但し、パソコントラブル等により電子入札に参加できない場合は、紙入札方式参加届出書を提出することにより、紙入札を認める。詳細は「電子入札案件における紙入札の取扱いについて」を参照）</p> <p>入札書受付期間：令和2年5月1日（金） 8時30分 から 令和2年5月11日（月） 20時00分（システム終了時）まで</p> <p>※入札後のメールによる各種通知及び入札情報公開システムの入札結果情報等については、共同企業体名ではなく、共同企業体代表者名で表示されることがありますので、ご注意ください。</p> <p>(2) 入札を行う際は、電子入札システムにより、入札金額積算内訳書（1ファイル・データ）を添付すること。</p> <p>(3) 技術資料及び共同企業体協定書兼委任状（入札参加用）は、一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。なお、封筒には、表面に入札番号及び工事名を記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。</p> <p>締切日時：令和2年5月11日（月） 8時30分（必着）</p> <p>指定場所：〒830-8799 久留米郵便局留 久留米市役所総務部契約課</p>
<p>設計図書等の配布方法</p>	<p>「市ホームページ>電子入札システムポータル>入札情報公開システム」より配布 案件パスワード【kurume】を入力の上、ダウンロードすること。</p>
<p>入札の無効</p>	<p>(1) 入札書締切時点における名簿の登録内容（商号、代表者、受任者、住所等）が正しくない場合。入札書及び入札参加必要書類等の内容と名簿の内容が異なる場合。</p> <p>(2) 入札参加必要書類が不足又は期限までに提出がない場合。</p> <p>(3) 久留米市電子入札運用基準（平成24年契第380号）第11条各号のいずれかに該当する入札。</p> <p>(4) 提出された入札金額積算内訳書が入札金額積算内訳書取扱い要領第4条各号のいずれかに該当する場合。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第12条各号のいずれかに該当する場合。</p>

開札の立会い	電子入札において、開札の立会いは行わない
質問書受付期間 及び受付場所	公告日から 令和2年4月30日（木） 17時15分 まで 工事施工課 （下水道整備課 メールアドレス gesuiken@city.kurume.fukuoka.jp Fax 番号 0942-38-2694）
質問に対する回答	質問者に電子メール等で回答する。但し、質問内容によっては、本市 HP 上に掲載することがある。
低入札価格調査に 関する事項	<p>(1) 本案件は、低入札価格調査の対象案件であるため、評価値が最も高い者であっても、低入札調査基準比較価格を下回る価格で入札した場合、落札者とならないことがある。</p> <p>(2) 失格基準比較価格を下回る価格での入札は、無効とする。</p> <p>(3) 低入札調査基準比較価格を下回る価格で入札した者(前号で無効となった者を除く)は、提出締切日時までに久留米市等建設工事低入札価格調査試行要領別表1に掲げる書類及び添付書類を提出しなければならない。なお、提出された書類等は返却しない。</p> <p>提出締切日時 : 開札日の17時15分まで 提出先 : 総務部契約課（久留米市庁舎13階） 提出方法 : 持参のみ</p> <p>(4) 提出された書類に関して事情聴取を実施する場合は、別途日時を指定する。</p> <p>(5) 期限までに書類の提出がない場合、虚偽の記載を行った場合、事情聴取に応じない場合、又は事情聴取で根拠のある説明ができない場合は、当該入札を無効としたうえで、久留米市指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受ける場合がある。</p> <p>(6) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合、参加資格に示す要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で1名増員配置を求めるとともに、久留米市等建設工事低入札価格調査試行要領第10条に規定する監督体制の強化等を行う。また、工事完了後には、第11条に規定する追跡調査を実施する場合がある。</p>

<p>1. 総合評価に関する事項等</p>	<p>(1) 総合評価の方法 提出された技術資料（「2. 技術資料の作成等」を参照）に基づき、(3)により評価値を算出し評価する。</p> <p>(2) ① 代表者の評価項目及び評価基準は、「(別表1) 令和2年度久留米市総合評価入札 評価項目、評価基準及び配点一覧表【特別簡易型】【代表者】」（以下「別表1」という。）によるものとする。 ② その他の構成員の評価項目及び評価基準は、「(別表2) 令和2年度久留米市総合評価入札 評価項目、評価基準及び配点一覧表【特別簡易型】【構成員】」（以下「別表2」という。）によるものとする。</p> <p>(3) 評価値の算出方法 ① 評価値は、次の算出方法により算出する。 ア 評価値＝（技術評価点／入札価格）×（定数 1,000,000） イ 技術評価点＝標準点＋共同企業体加算点 なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は小数点第8位まで表示する。（小数第9位を四捨五入） ② 技術評価点 競争入札参加資格を満たす全共同企業体に標準点（100点）を与え、さらに20点の範囲で共同企業体加算点を加える。 ③ 共同企業体加算点の算出方法 代表者は「別表1」の、その他の構成員は「別表2」のそれぞれの評価項目及び評価基準に基づく得点を合計し、平均した値を共同企業体加算点とする。</p> <p>(4) 落札者決定基準 ① 入札参加者の技術資料による評価項目を評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申し込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。 また、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が同点であるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。 ② 落札候補者の競争入札参加資格を確認し、また、当該落札候補者の入札価格が低入札調査基準比較価格を下回るときは、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。 ③ 落札候補者が競争入札参加資格を有しないとき、または、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がされないと認められるときは、当該落札候補者を除いて、①、②の基準に沿って落札者を決定する。 ④ 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して4日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日は含まない。）以内に行うものとする。ただし、当初の落札候補者が競争入札参加資格を有していないとき、または低入札価格調査を行ったときは、この限りではない。</p>
<p>2. 技術資料の作成等</p>	<p>(1) 入札の参加希望者は、下記の技術資料を作成し、提出すること。 ① 同種・類似工事の施工実績（総評第2号様式） ② 配置予定技術者の資格・施工実績（市内用）（総評第3号様式） ③ 地場企業の活用（計画）（総評第5号様式）（代表者が作成） ④ 提出資料チェックリスト（総評第7号様式）（代表者が作成）</p> <p>(2) 提出部数は代表者及びその他の構成員が作成した技術資料すべてについて各1部とする。 (3) 提出された技術資料等は返却しない。</p>
<p>3. 評価の担保</p>	<p>落札者決定に反映された技術資料に虚偽記載が認められた場合は、指名停止を行うことがある。また、履行すべき内容を落札者の責により履行しなかった場合、工事成績評定の減点対象とするとともに、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがある。</p>
<p>4. 配置予定技術者について</p>	<p>(1) 記載された配置予定技術者の変更はできない。 (2) やむを得ない場合（死亡・長期入院・出産・育児・介護・退職）については、同等以上の資格及び工事成績評定点を有する技術者を別に配置すること。 (3) (2)で示した要件を満たす技術者が配置できない場合は、契約を解除し、指名停止を行うことがある。</p>

(別表1) 令和2年度久留米市総合評価入札 評価項目、評価基準及び配点一覧表

【特別簡易型】【代表者】

分類	評価項目	評価基準	配点				
			評価内容	評価点数	各項目 点数	大項目	
評価項目	同種・類似工事の施工実績	平成27年4月1日から令和2年3月31日までの期間に完成した同種・類似工事の施工実績 (JVの場合出資比率が20%以上ある工事、ただし、特例措置あり)	本市発注工事で 予定価格5千万円以上の実績あり	2.0	2.0	15.0	
			本市発注工事で 予定価格3千万円以上の実績あり	1.0			
			本市以外の公共機関発注工事で 予定価格5千万円以上の実績あり	1.0			
			その他の実績	0.0			
	工事成績評定	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの期間に完成した本市発注工事の、工事成績評定の平均点 ※予定価格1000万円以上の工事(解体工事等を除く) ※本市発注に係る特例措置あり	85点以上	3.0	3.0		
			82.5点以上85点未満	2.5			
			80点以上82.5点未満	2.0			
			77.5点以上80点未満	1.5			
			75点以上77.5点未満	1.0			
			72.5点以上75点未満 72.5点未満(工事成績無し)	0.5 0.0			
	技術者の雇用数	1級の国家資格を保有する技術者の数	5人以上	1.0	1.0		
			1人～4人	0.5			
			0人	0.0			
	今年度受注額	今年度受注額 ※受注額は税抜き額 ※請負価格(税抜)が3千万円未満の随意契約工事は対象外	今年度受注額=0円	4.0	4.0		
			0円<今年度受注額≤3千万円	3.0			
			3千万円<今年度受注額≤7千万円	2.0			
			7千万円<今年度受注額≤1億5千万円	1.0			
			1億5千万円<今年度受注額	0.0			
	優良業者表彰の有無	本市の優良工事施工業者表彰において、平成27年度から令和元年度の表彰の有無	表彰の実績あり	1.0	1.0		
表彰の実績なし			0.0				
地場企業の活用	市内企業の請負率=市内企業(自社を含む)の請負価格÷工事請負価格 ※請負価格は税抜き額	市内企業の請負率が80%以上	1.0	1.0			
		市内企業の請負率が50%以上80%未満	0.5				
		上記以外	0.0				
防災協定の有無	本市との「災害時の応急対策に関する基本協定書」締結の有無	締結あり	0.5	0.5			
		締結なし	0.0				
品質管理・環境マネジメントシステムの取り組み状況	①ISO9001 ②ISO14001(またはエコアクション21) ①、②の認証の取得状況	両方とも取得済み	1.0	1.0			
		どちらか片方を取得済み	0.5				
		未取得	0.0				
障害者の雇用	障害者雇用の有無	あり	0.5	0.5			
		なし	0.0				
男女共同参画推進(子育て支援)	福岡県「子育て応援宣言」登録の有無	登録あり	0.5	0.5			
		登録なし	0.0				
消防団員の雇用等	①消防団員雇用の有無 ②「久留米市消防団協力事業所」認定の有無	①又は②あり	0.5	0.5			
		なし	0.0				
配置予定技術者	施工実績	①主任技術者(監理技術者)として従事した者を配置予定技術者とする場合 ②1級の国家資格を保有する現場代理人として従事した者を配置予定技術者とする場合	①主任技術者(監理技術者)として従事した場合 ②1級の国家資格を保有する現場代理人として従事した場合		3.0		
		平成27年1月1日から令和元年12月31日までの期間に完成した本市発注工事において、配置予定技術者が獲得した工事成績評定の最高点 ※予定価格1000万円以上の工事 ※本市発注に係る特例措置あり	85点以上	3.0		2.5	
		82.5点以上85点未満	2.5	2.0			
		80点以上82.5点未満	2.0	1.5			
		77.5点以上80点未満	1.5	1.0			
		75点以上77.5点未満	1.0	0.5			
		72.5点以上75点未満	0.5	0.0			
		72.5点未満(工事成績無し)	0.0	0.0			
		資格の有無	入札締切日において配置予定技術者が保有する資格	1級の国家資格を保有する技術者		2.0	
				2級の国家資格を保有する技術者		1.0	
上記以外	0.0						
加算点満点	20.0						

※配置予定技術者は最大2名までを評価の対象とし、2名を配置予定技術者とした場合の評価点は、配置予定技術者の施工実績と資格の有無の評定点合計が低い方で評価する。

(別表2) 令和2年度久留米市総合評価入札 評価項目、評価基準及び配点一覧表

【その他の構成員】

分類	評価項目	評価基準	配点			
			評価内容	評価点数	各項目 点数	大項目
評価項目	同種・類似工事の施工実績	平成27年4月1日から令和2年3月31日までの期間に完成した同種・類似工事の施工実績 (JVの場合出資比率が20%以上ある工事、ただし、特例措置あり)	本市発注工事で 予定価格5千万円以上の実績あり	2.0	2.0	15.0
			本市発注工事で 予定価格3千万円以上の実績あり	1.0		
			本市以外の公共機関発注工事で 予定価格5千万円以上の実績あり	1.0		
			その他の実績	0.0		
	工事成績評定	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの期間に完成した本市発注工事の、工事成績評定の平均点 ※予定価格1000万円以上の工事(解体工事等を除く) ※本市発注に係る特例措置あり	85点以上	3.0	3.0	
			82.5点以上85点未満	2.5		
			80点以上82.5点未満	2.0		
			77.5点以上80点未満	1.5		
			75点以上77.5点未満	1.0		
			72.5点以上75点未満 72.5点未満(工事成績無し)	0.5 0.0		
	技術者の雇用数	1級の国家資格を保有する技術者の数	5人以上	1.0	1.0	
			1人～4人	0.5		
			0人	0.0		
	今年度受注額	今年度受注額 ※受注額は税抜き額 ※請負価格(税抜)が3千万円未満の随意契約工事は対象外	今年度受注額=0円	4.0	4.0	
			0円<今年度受注額≤3千万円	3.0		
3千万円<今年度受注額≤7千万円			2.0			
7千万円<今年度受注額≤1億5千万円			1.0			
1億5千万円<今年度受注額			0.0			
優良業者表彰の有無	本市の優良工事施工業者表彰において、平成27年度から令和元年度の表彰の有無	表彰の実績あり	1.0	1.0		
		表彰の実績なし	0.0			
地場企業の活用	市内企業の請負率=市内企業(自社を含む)の請負価格÷工事請負価格 ※請負価格は税抜き額	市内企業の請負率が80%以上	1.0	1.0		
		市内企業の請負率が50%以上80%未満	0.5			
		上記以外	0.0			
防災協定の有無	本市との「災害時の応急対策に関する基本協定書」締結の有無	締結あり	0.5	0.5		
		締結なし	0.0			
品質管理・環境マネジメントシステムの取り組み状況	①ISO9001 ②ISO14001(またはエコアクション21) ①、②の認証の取得状況	両方とも取得済み	1.0	1.0		
		どちらか片方を取得済み	0.5			
		未取得	0.0			
障害者の雇用	障害者雇用の有無	あり	0.5	0.5		
		なし	0.0			
男女共同参画推進(子育て支援)	福岡県「子育て応援宣言」登録の有無	登録あり	0.5	0.5		
		登録なし	0.0			
消防団員の雇用等	①消防団員雇用の有無 ②「久留米市消防団協力事業所」認定の有無	①又は②あり	0.5	0.5		
		なし	0.0			
配置予定技術者	施工実績	①主任技術者(監理技術者)として従事した者を配置予定技術者とする場合 ②1級の国家資格を保有する現場代理人として従事した者を配置予定技術者とする場合 平成27年1月1日から令和元年12月31日までの期間に完成した本市発注工事において、配置予定技術者が獲得した工事成績評定の最高点 ※予定価格1000万円以上の工事 ※本市発注に係る特例措置あり	①主任技術者(監理技術者)として従事した場合 ②1級の国家資格を保有する現場代理人として従事した場合		3.0	
			85点以上	3.0		2.5
			82.5点以上85点未満	2.5		2.0
			80点以上82.5点未満	2.0		1.5
			77.5点以上80点未満	1.5		1.0
			75点以上77.5点未満	1.0		0.5
			72.5点以上75点未満 72.5点未満(工事成績無し)	0.5 0.0		0.0 0.0
	資格の有無	入札締切日において配置予定技術者が保有する資格	1級の国家資格を保有する技術者	2.0		2.0
			2級の国家資格を保有する技術者	1.0		
			上記以外	0.0		
加算点満点	20.0					

※配置予定技術者は最大2名までを評価の対象とし、2名を配置予定技術者とした場合の評価点は、配置予定技術者の施工実績と資格の有無の評定点合計が低い方で評価する。